2011 年 10 月 23 日 (日)平成 23 年度日本保険学会大会「自由論題」第 III セッション

生命保険金請求権の質権設定について

岩手大学 深澤 泰弘

1.はじめに

生命保険金請求権は、一定額の給付を受けることができる財産的価値を有する債権であ るので、かかる財産的価値を利用して保険金請求権に質権を設定することができる1。保険 事故発生後の具体的な保険金請求権(以下「具体的保険金請求権」という。) については、 保険金受取人に発生した権利であるので、保険金受取人のみがこの請求権に質権を設定で きることに間違いはない。これに対して、条件付債権でしかない保険事故発生前の抽象的 な保険金請求権(以下「抽象的保険金請求権」という。)においても、その権利性を認める 以上、保険金受取人が抽象的保険金請求権に質権を設定することは可能であると解されて いる²。また、生命保険契約における質権の対象となる請求権としては、満期保険金請求権、 高度傷害保険金請求権、死亡保険金請求権、解約返戻金請求権、または配当金請求権等が 考えられる。したがって、死亡保険金における抽象的保険金請求権に対して質権を設定す ることは当然に可能であるが、保険契約者と保険金受取人が異なる第三者のためにする生 命保険契約(以下では、保険契約者と被保険者が同一人である第三者のためにする生命保 険契約を念頭に置く)において、保険契約者が抽象的保険金請求権に質権を設定する場合、 保険実務では生命保険契約に基づく諸権利の複雑な関係が生じるのを防止するために、保 険契約者と保険金受取人を同一人にして、保険会社があらかじめ用意した書式を用いて質 権を設定してもらい、保険者が承諾するという方法をとっている3。しかし、保険金請求権 のような権利質の場合、第三債務者の承諾がなくとも、質権設定者と質権者の合意により、 質権を設定することができ、確定日付のある通知を第三債務者である保険者に行えば、保 険者に対しても第三者に対しても当該質権を対抗できると解されている(民法 364 条・467 条)。そこで、保険契約者が保険者の用意する方法を行わずとも抽象的保険金請求権に質権 を設定できるかについて争いがある。この点につき下級審裁判例および学説においては、 保険契約者が単独で抽象的保険金請求権に質権設定を行うことができるとする説 以下「肯

¹ 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』304 頁(有斐閣、1986 年)、西島梅治『保険法〔第三版〕』 371 頁。

² 大森・前掲注 1 305 頁。山下友信『保険法』541 頁(有斐閣、2005 年)。

³ 加藤昭「生命保険に基づく権利の担保化」ジュリスト 964 号 57 頁(1990 年)、濱田盛一「生命保険契約と質権設定」石田満編『保険と担保』239 頁(文眞堂、1996 年)、松田武司「生命保険契約の担保的利用」産大法学 40 巻 2 号 20 頁(2006 年)参照。

定説」という。)と、保険金受取人を自らに変更しない限り、または保険金受取人の同意なしに保険契約者は抽象的保険金請求権に質権を設定することができないとする説(以下「否定説」という。)に意見が分かれている。このような状況において、東京高判平成22年11月25日金判1359号50頁4(以下「東京高判」という。)は、この問題について高裁レベルで初めての判断を示し、肯定説の立場をとった。そこで、この東京高判を契機にこの問題に関して検討を試みることが本報告の目的である。以下では、まず東京高判決を概観し、従来の下級審裁判例および学説を整理して、両説の妥当性について検討を試みる。

2. 東京高判平成 22 年 11 月 25 日判決の概要

2.1.事実の概要

A は Y 保険会社と A を保険契約者兼被保険者、Z(A の妻)を保険金受取人とする生命保険契約を締結し、当該保険契約に X との間で X を質権者とする質権の設定をし、その旨 Y に通知した。その後 A が債務を X に完済する前に死亡したことから、X は Y に質権の実行として死亡保険金の支払いを請求した。しかし、Y が当該質権の効力を認めず、当該生命保険契約の受取人は Z であるとして X に対する支払いを拒絶し、Z に対して死亡保険金を支払ったため、X が Y に対して主位的請求として質権設定に基づく死亡保険金の支払いを求めた。第 1 審(東京地判平成 22 年 1 月 28 日金判 1359 号 57 頁)では X の当該請求が認容されたので、Y が控訴した。

2.2.判旨

控訴棄却

「亡Aは、本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まるというべきである。すなわち、死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、亡Aが上記処分権を有していたという意味で亡Aの財産権に属するものであると解するのが相当である。」

「死亡保険金の受取人の指定を変更するということは、それに伴い死亡保険金請求権の帰属を他に変更して、従前の受取人から新たに指定された受取人に変更するということにほかならないのであり、これは、保険契約者の死亡保険金請求権に係る処分権の一内容となっているものである。したがって、受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するとい

⁴ 本判決の判例研究として、桜沢隆哉「判批」保険事例研究会レポート 252 号 13 頁以下 (2011 年)、黒田直行「判批」JA 金融法務 480 号 50 頁(2011 年)、水野信次「判批」銀行法 務 21 730 号 70 頁(2011 年)参照。

えるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死 亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである」。

3. 従来の裁判例と学説の動向

3.1. 従来の裁判例の動向

以上のように東京高判は、保険契約者が保険者の用意する方法を用いずに単独でなした 抽象的保険金請求権に対する質権設定を認めた。東京高判と同様に保険契約者兼被保険者 と保険金受取人が異なる第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者の質権設 定の効力が争いとなった東京高判以前の裁判例としては 東京地判平成 17 年 8 月 25 日 LEX/DB25464330、 大阪地判平成 17 年 8 月 30 日 LEX/DB254643295、 東京地判平 成 22 年 1 月 28 日(東京高判の原審判決)がある。そこで、これらの判決を簡単に確認す る(以下「商法」とはすべて保険法施行以前の商法を指す)。

判決では、「保険契約当事者とは別の第三者を保険金を受け取るべき者とした保険契約は、原則として、その第三者は何らの意思表示等を行うことなく、保険契約の利益を享受することができる(商法 675 条 1 項)が、本件保険契約において、甲〔保険契約者兼被保険者:筆者注〕は、保険金受取人指定変更権を留保していた(同項但書)から、第三者たる補助参加人の権利が確定するのは、甲が保険金を受け取るべき者を指定又は変更する権利を行わずに死亡したときである(同条 2 項)。

したがって、甲の生前である本件質権設定契約時には、甲は本件保険契約に基づく生命保険金の受取人を変更することも可能だったのであり、補助参加人は当時生命保険金の受取人として指定されていたからといって、その権利は何ら確定していなかったものである。

そうすると、本件保険契約に基づく死亡保険金について質権設定する本件質権設定契約において、その契約締結につき、当時生命保険金受取人としての具体的権利を有しているとはいえない補助参加人の同意を得ることが、契約が有効に成立するための要件となるとは解されず、また、保険金受取人の権利が優先すると解すべき理由はない。」として、肯定説の立場に立ち、保険金受取人の同意がなくても保険契約者の質権設定の有効性を認めた。

また、 判決においても、「商法 675 条 1 項は、第三者を受取人とする保険契約においては、当該第三者は、受益の意思表示(民法 537 条 1 項)を要せず保険金請求権を取得すると定めるものの、他方で保険契約者が別段の意思表示をしたときはその意思に従う旨規定する(同項ただし書き)。そうすると、第三者を受取人とする保険契約が締結された場合においても、保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保して当該保険契約を締結したときは、当該保険契約に規定された保険事故が発生するまでの間は、保険金受取人である第三者の保険金請求権は変更又は消滅させることができないものではなく、むしろ、

3

⁵ 当該事例の詳細に関しては、竹濵修「判批」保険事例研究会レポート 215 号 15 頁以下 (2007年)、梅津昭彦「判批」事例研レポート 221 号 1 頁以下(2008年)参照。

保険契約者がその処分権を有するものと解される。そして、その処分の方法から質権の設定を除外すべき根拠はないから、保険契約者が第三者を受取人とする保険金請求権に質権を設定することによって、これを処分することも可能である。」「保険金受取人は、保険契約の効力発生と同時に同人の固有の財産として保険金請求権を取得すると考えられるけれども、当該保険契約において保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保した場合には、結局のところ、保険受取人が取得する保険金請求権は、保険事故発生までの間に保険契約者が処分をしなかった部分に限定されたものであって、これらを固有の財産として取得するに止まるのであるから、保険金受取人の保険金請求権が固有の権利であることと、これに対して保険契約者が質権を設定できることは矛盾せず、この場合には、保険金受取人は質権の負担の付いた保険金請求権を取得するというべきである。」として、保険金受取人の同意がなくても、保険契約者による質権設定の有効性を認めた。

これに対して、 判決では、「保険金受取人の指定変更権が留保されている場合には、 保険契約者が何時でも一方的に保険金受取人を変更することができるとはいえ、死亡保険 金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得する(最高裁昭和 40 年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照)。

また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることもできない(最高裁平成 14 年 11 月 5 日第一小法廷判決・民集56 巻 8 号 2069 頁参照)。

したがって、死亡保険金請求権に質権を設定するためには、死亡保険金受取人の質権設定行為が必要であり、死亡保険金請求権に質権を設定するためには、死亡保険金受取人の同意さえ不要であるとする原告らの主張は採用できない。」として否定説の立場を示している。

以上、従来の下級審判例をみると、肯定説が優勢であるものの、否定説も存在し、裁判所の見解は統一されていない。意見が分かれているポイントとしては、保険金受取人が有する抽象的保険金請求権の権利性をどこまで認めるかにあると言える。すなわち、肯定説の立場をとる判決は、それは期待権でしかない、すなわち保険契約者の処分権が当然に及ぶ程度の権利であると評価しているのに対し、否定説の立場を採る 判決では、2 つの最高裁判決を引用してその権利性を強く認めている。しかし、 判決に対しては、抽象的保険金請求権は受取人が事故固有の権利として取得し、保険契約者・被保険者の財産に属していたわけではないという理由から、当然に受取人の質権設定行為が必要であるといえるかには相当疑問であるといった批判6や、保険金請求権に対する質権設定問題と 判決で引用する 2 つの判例がいう保険金請求権取得の固有権性と直接に結びつくものではないとの

4

⁶ 竹濵・前掲注 5 17 18 頁。

批判7がなされている。

3.2. 学説の動向

学説においても、肯定説と否定説が真っ向から対立する。以下では、否定説、肯定説の順に学説の整理を行う⁸。

(1)否定説

否定説の論者は、第三者のためにする生命保険における保険金請求権は、保険金受取人の固有の権利であるということを強調し、保険金受取人の立場でしかこれを譲渡・質入することができないと説く⁹。したがって、保険契約者が抽象的保険金請求権を譲渡・質入したければ、自身を保険金受取人に変更しなければならないというものである。

また、否定説の立場から、肯定説では「保険金受取人は、自分が知らないうちに保険金請求権に質権が設定されることになるし、また、保険金受取人が保険金請求権を質入れしていた場合、それを知らない保険契約者が第一順位質権として設定した質権が第二順位質権の地位しか取得できないことにな」り、「保険会社は保険金の二重、三重の請求を受け、また受取人・質権者間の紛争にもなりかねない」との批判がなされている¹⁰。

さらに、質権設定と受取人変更は次元の異なる問題(目的物の評価の問題と権利主体に影響を及ぼす性質の問題)であるので、保険契約者が保険金請求権に質権を設定できるとする考え方は当然に受け入れられるものではないとの見解もある11。

否定説の立場からは、抽象的保険金請求権に質権設定ができるのは保険金受取人だけであると考えても、保険契約者にとってはさほど不利益はないと考えているものと思われる。というのも、通常保険契約者は保険金受取人の指定変更権を留保しているのであるから、自身を保険金受取人に変更し、保険金受取人の立場で質権設定をすればよいからである12。

(2)肯定説

従来から肯定説の代表的な立場であると考えられてきた見解は以下のようなものである。 すなわち、「指定の撤回の意思表示は、とくに明示的であることを必要とせず、前の指定と

⁷梅津・前掲注578頁。

⁸ 学説の整理については、河合圭一「死亡保険金請求権への質権設定について」金澤理監修・大塚英明・児玉康編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』353 頁(ぎょうせい、2009年)参照。

⁹ 中西正明『生命保険法入門』235 頁(有斐閣、2006年)。 萩本修『一問一答保険法』191 頁注 2 (商事法務、2009年)。

¹⁰ 巻之内茂「保険契約と債権保全をめぐる諸問題(中)」金融法務事情 1416 号 29 頁(1995年)

¹¹ 石黒省治「生命保険における質権設定をめぐって」債権管理 25 巻 30 頁 (1989 年)。 12 河合・前掲注 8 359 頁。

両立しない効果を内容とする他の意思表示によって黙示的にもまたなされ得る」。「保険契約者が他人を受取人に指定した(撤回権留保付)契約上の保険金請求権の全部又は一部を別の他人に譲渡した場合には、その限度において前の指定は撤回されたものと推定すべく、またたとえば保険契約者がこれをほかに質入し又は譲渡担保に入れた場合には、後に被担保債務が消滅することを条件としてのみ前の指定は効果を保有するものと推定しなければならない」。この立場は、保険契約者は質権設定の通知により保険金受取人の指定を撤回し、質権設定行為を行い、後に被担保債務が消滅することで従前の指定は効力を有するものと推定されるという考え方である(以下「肯定説」という。)。保険金受取人の指定が撤回されるということは、保険契約者が保険金受取人の立場になるということを意味する。したがって、この立場は、保険契約者が保険金受取人の立場で質権設定を行っているという点で、否定説と共通する13。しかし、両説を分けているポイントとしては、保険契約者が保険金受取人の強回(または自己を保険金受取人とする変更)質権設定 被担保債務の減少を条件に以前の保険金受取人の指定の効力が生じるという意思を読み込むことができるかどうかという点にある14。

他方で、保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されている生命保険契約において、保険金受取人が有する抽象的保険金請求権は期待権に過ぎず、保険契約者の意思、つまり保険契約者の生命保険契約全体にかかわる処分権に基づくものなので、保険金受取人に与える死亡保険金請求権を質権付の死亡保険金とすることは可能であるという立場がある¹⁵。これは、保険金受取人は抽象的保険金請求権を有しているが、保険契約者の質権設定により、質権付の抽象的保険金請求権となり、質権者の質権のほうが被担保債権の範囲において保険金受取人の保険金請求権よりも優先するという考え方である¹⁶。この立場は、肯定説のように形式面を重視する立場ではなく、抽象的保険金請求権が保険金受取人の固有の権利であるということを強調せず、それは単なる期待権以上のものではないから、元来保険契約者の自由な処分に服するという考え方に立てば、保険契約者が保険金受取人に与える権利の内容を一部変えたにすぎないというものである(以下「否定説」という。)¹⁷。

4.検討

以上を踏まえて、生命保険金請求権における質権設定に関して、肯定説と否定説のどち

¹³ 松田・前掲注 3 29 頁。

¹⁴ 同様の見解として、糸川厚生「生命保険と担保」『保険法の現代的諸問題 別冊 NBL10号』165頁(商事法務、1983年)は、「保険契約者による保険金請求権の質入は、債権質の機能を果たす範囲内で付随的に受取人変更権も質入され、民法364条の指名債権質入の通知を受けたときは、同時に受取人指定変更権の行使があったものと解釈すべき」とする。この見解も質入の際に保険金受取人の指定変更権の行使がなされたものと解している。

¹⁵ 竹濵・前掲注 5 18 19 頁。

¹⁶ 山下孝之『生命保険の財産法的側面』75 頁(商事法務、2003年)。道垣内弘人「保険契約に基づく権利の担保化(上)」金融法務事情 1419号 30 31 頁 (1995年)。

¹⁷ 竹濵・前掲注 5 19 20 頁。

らが妥当かについて検討を行う。

まず、肯定説 について、保険金受取人変更が、通説・判例上、相手方のいない単独行 為である18と考えられていた保険法制定以前においては、十分にとり得る解釈であると思 われる。というのも、仮に質権設定行為を行える者が保険金受取人だけであるのならば、 保険金受取人を自身に変更しなければ質権の設定が行えないのであるから、保険契約者の 質権設定の通知には、当然に自身を保険金受取人に変更したものと解釈することができる し、解釈すべきである。また、形式的に自身を保険金受取人とせず、保険者に対し質権設 定の通知しか行っていないということは、質権が設定された保険金請求権を有する保険金 受取人は、再度質権設定前の保険金受取人とする意思表示であると解釈することができる。 つまり、保険者に対する質権設定の通知から、通知が到達するまでに、自身を保険金受取 人に変更し、質権を設定した後に、質権がついた保険金請求権について質権設定以前の保 険金受取人を保険金受取人に再指定したものと解釈することができる。この点について、 保険金受取人の変更は債権譲渡ではないため、それ以前に保険請求権についていた質権は 新しい保険金受取人には継承されないとの批判19があるが、どのような保険金請求権を誰 に与えるかは保険契約者の権限であるから、質権が設定された保険金請求権を保険金受取 人に与えることは可能である²ºと思われる。したがって、保険法以前の商法の下では、肯 定説 は十分に取りうる解釈であったといえる。しかし、保険金受取人の変更の意思表示 における相手方が保険者に限定された保険法のもとで、同様の解釈が可能であるかについ ては疑問がある。保険法では、保険金受取人の変更は保険者に到達して初めて効力を有す る(保険法43条2項)。保険者に変更の意思表示が到達すれば、効力は到達した時ではな く保険金受取人変更の意思表示を発信した時に遡ると規定されている(同条3項)が、仮 に質権設定行為を行える者が保険金受取人だけであると考えると、保険契約者が保険金受 取人に変更された後に質権を設定しなければならず、質権設定の通知に受取人変更の意思 表示が含まれているとしても、保険金受取人の変更後に質権が設定されたものと考えるこ とができるであろうか。また、仮に保険金受取人の変更と質権設定が同時に行えるという ことを考えることができるとしても、質権設定の通知により、質権設定後に以前の保険金 受取人に再度変更する旨の意思表示も含まれていると考えることができるであろうか。以 上のように解すると、保険法の下では肯定説 のような解釈は難しいのではないかと考え る²¹。

このように肯定説 は保険法の制定により採用しがたい説になってしまったが、そもそ

¹⁸ 山下・前掲注 2 496 497 頁。

¹⁹ 河合・前掲注 8 365 366 頁、桜沢・前掲注 4 21 頁。

²⁰ 竹濵・前掲注 5 19 頁。

²¹ 竹濵修「生命保険契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリスト 1364 号 47 頁 (2008 年)では、債権者が保険契約者の代理人として質権設定の通知をした場合には、保 険契約者による保険金受取人変更および質権設定の通知とみることができる場合がありうると説く。

も、肯定説や否定説のように、保険金請求権に質権を設定できる者は保険金受取人だけ であると考える必要があるのであろうか。これらの説はその根拠を保険金請求権における 保険金受取人の固有の権利性におき、それを強調するものと思われる。確かに、保険金請 求権は抽象的保険金請求権であっても保険金受取人の固有の権利であると認められている。 しかし、それは単に保険契約者から承継取得されたものでなく、相続財産に含まれないと いうことを意味しているだけにすぎないのではないだろうか22。保険金受取人の抽象的保 険金請求権は、保険契約者がそれに質権設定を行えないほどに保険金受取人に固有の権利 であるとは強調すべきではないと思われる。というのも、そもそも保険金受取人が有する 抽象的保険金請求権は、保険契約者が保険契約を解約すれば消滅するし、契約内容を変更 すればその範囲は縮小されたりする。その際に保険金受取人の同意は一切必要としない。 抽象的保険金請求権の存亡さえ保険契約者の一存に委ねられ、保険金受取人の同意を必要 としないのに、抽象的保険金請求権に質権設定する、つまり、その権利に一定の制約をか けることについては保険金受取人の同意を必要とするというのは、均衡を失するものとい える。保険金請求権が保険金受取人に固有の権利であるといっても、それは不確実・不確 定な期待権にすぎず、保険金請求権も保険契約から派生する権利である以上、保険契約者 にその処分権が委ねられている権利であると考えるのが妥当であろう。したがって、質権 設定の通知により保険金受取人の変更を推定する必要はなく、保険契約者が保険金受取人 の同意を必要とせずに抽象的保険金請求権に質権設定をすることができるという立場の肯 定説が妥当ではないだろうか。

次に、否定説からなされる肯定説に対する以下の2つの批判について検討する。1つは、保険契約者と質権者が自由に質権設定をなすことができるようになると、生命保険におけるどのような請求権に質権が設定されたのかが不明になるというものである。もう1つは保険契約者が単独で質権を設定できるようになると保険者の二重払い等の危険が発生し、支払実務が煩雑になるというものである。まず、前者については、確かに生命保険契約には死亡保険金だけでなく、満期保険金、高度傷害保険金、配当請求権や解約返戻金請求権等も存在する。したがって、単に保険金請求権に質権を設定したとの通知だけでは、質権設定の当事者がどの請求権を対象に質権を設定したのかについて不明確であろう。しかし、東京高判の事例のように「生命保険契約の保険金請求権」と記載されている場合は、それを通常保険契約者が保険金受取人となっている満期保険金に限定して解釈すべきはなく、質権設定の当事者としてはおよそ保険金請求権と呼ばれるものに関してはすべて質権を設定していると考えるのが合理的な解釈ではないか。ここに配当請求権や解約返戻金請求権も含めるべきだというならともかく、満期保険金だけでなく、死亡保険金や高度傷害保険金なども含まれると解釈することは難しいことではないし、そのように解釈すれば保険者の責任は果たされるものと考える。次に、後者については、保険者に対しては保険契約者

²² 道垣内・前掲注 16 31 頁。

から質権設定に関する通知が通常なされるであろうし、それがないのならば保険者は質権者の請求に応じる必要はない。また、確定日付がなければ第三者には対抗できないのであるから、通常は確定日付のある通知が保険契約者側からなされるであろう。したがって、それに応じて支払いを行えばよいのであり、それほど支払実務が煩雑になるとは思えない。また、保険金受取人の立場から考えると、確かに保険金受取人の知らぬ間に保険金請求権に質権が設定されることになる。しかし、そもそもその存在や権利の範囲等についてさえ、介入権の認められる場合を除き、保険金受取人の知らぬ間に保険契約者によって変更されてしまう程度の権利なのであるから、これは仕方のないことであり、保険金受取人の債権者としてもその程度の担保的価値しかないものだと認識するしかないのではないか。確かに保険者の用意する形式に従って質権が設定したほうが複雑な権利関係は生じないかもしれないが、それが保険金請求権に限り通常の質権設定よりも制限をかける合理的な理由になるとは思われない。

また、否定説の立場は、保険契約者が保険金請求権に質権を設定したければ自らを保険金受取人にするだけであるので、さほど不利益ではないと考えていると思われるが、質権設定をするために必ず自己のためにする保険契約としなければならないことに本当に問題はないといえるか。保険契約者、被保険者および保険金受取人が同一人物である自己のためにする保険契約では、保険事故(死亡)の発生により保険金受取人も死亡していることになるので、保険金請求権は保険金受取人の全ての相続人が取得することになる。これでは特定の者(例えば配偶者)の生活保障を目的として生命保険を利用しようと思っていた者の期待は裏切られることになるが、保険金請求権に質権を設定した時点で、それは遺族保障を目的とするものではなく債権者の弁済確保を目的とするものに変わったのであり、仕方がないというのであろうか。確かに被担保債務が消滅すれば再び保険金受取人の指定が可能となるが、被担保債務が完済される前であっても、被担保債務が消滅した部分については、保険契約者の意思を尊重し、特定の者が保険金受取人として保険金請求権を有することができるようにすべきである。したがって、保険者の形式に従い、保険契約者が自己のためにする生命保険契約として質権を設定しなければならないということになると、保険契約者にとって大きな不利益が生じる可能性は十分に考えられる2324。

-

²³ また自己のためにする生命保険契約の場合、保険金請求権は相続人に相続されるとの立場(中西・前掲注9 185 頁参照)と相続人固有の財産となるとの立場(山下・前掲注2490 頁参照)があり得ると思われるが、前者をとると、相続人が相続放棄をした場合に、質権の及ばない部分が宙に浮くことになるが、この部分に関しては誰がどのような権限で取得することができるのだろうか。

²⁴ 確かに、保険契約者が自己を保険金受取人に変更後、質権を設定し、すぐに保険金受取人を従前の保険金受取人に変更すれることができるのであれば、さほど重大な問題ではないといえるかもしれない。しかし、わずかな時間であっても自己のためにする生命保険契約となる以上、このようなリスクが完全に排除されるわけではないものと思われる。

5. 結びに代えて

最後に、以上の点を踏まえて東京高判を評価する。東京高判では、保険金受取人の有する保険金請求権は期待権にとどまり、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲内で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権設定は保険契約者の処分権に属するので、保険金受取人の承諾がなくとも保険契約者は質権を設定できると判断した。東京高判のいう「債権者に帰属させる」という箇所の趣旨が不明確ではあるものの、これは肯定説の立場をとっているものといえ、妥当であったと評価できる。

本稿では死亡保険金における抽象的保険金請求権の質権設定に関して検討を行ってきた。実際に損害保険等と比べこのような保険金請求権に質権が設定される頻度は少ないようである。また、モラル・ハザードの発生や権利関係の複雑化の危惧から、保険者はこのような保険金請求権に対する質権設定に関しては消極的なようである。そこで、保険者としてはこのような質権設定についてはある程度コントロールできるように、保険契約者が抽象的保険金請求権に質権を設定する場合には、保険者があらかじめ用意した形式で行ってもらいたいと考えているのであろう。しかし、このような保険者の用意する形式によらなくても、有効な質権設定を行うことができるものといえる。したがって、保険者としては、保険者の用意する書式を用いた質権設定を保険契約者に義務付けるためには、約款にその旨の規定を定めるしかないものと思われる25。しかし、約款により現行実務で行われているような形式で質権設定を行うように義務付けることに何ら問題がないかは、別途検討の余地がある。というのも、現行実務で用いられている形式では、保険者と質権者にとっては望ましいものであるといえるが、質権設定権者である保険契約者にとっては必ずしも望ましいとはいえない状況であるからである。

保険金請求権の担保的利用については、そもそも促進されるべきなのか、抑制されるべきなのかによって、ルールのあるべき姿は変わってくると思われる。保険金請求権の担保的利用に関しては、物権法と密接に関係するため複雑で、かつ保険金請求権の法的性質についても検討を要する難しいテーマであるが、大変興味深いテーマであるので、本報告では扱うことのできなかった諸外国の状況等も踏まえて、今後の検討課題としたい。

10

²⁵ 巻之内・前掲注 10 30 頁。